

改正

令和4年3月18日条例第20号

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づく開発行為等の許可の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)

第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 法第18条の2第1項の規定により定められた知立市の都市計画に関する基本的な方針において産業促進拠点として利用を図ることとされている地域で、市長が指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）内において行うこと。
- (2) 開発区域に、次に掲げる土地の区域を含まないこと。
 - ア 令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域（市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられている土地の区域を除く。）
 - イ アに掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域
- (3) 市内における産業集積の形成及び活性化を図るため、市長が定める業種に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。
- (4) 開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の敷地の規模が、その事業計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール（開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域（法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。）内となることが確実であると見込まれる場合にあっては、20ヘクタール）未満であること。
- (5) 予定建築物の敷地の主たる出入口が接する道路が、市長が定める幅員等を満たすものであ

ること。

(6) 予定建築物の敷地が接する道路（前号に掲げる道路を除く。）が、市長が定める幅員を満たすものであること。ただし、当該道路の幅員が市長が定める幅員を満たしていない場合で、市長が定める基準等に基づき当該道路を予定建築物の敷地側に拡張し、当該拡張に伴う後退用地が市の管理に属することとなる場合は、この限りではない。

(7) 開発区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

(8) 開発行為を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

2 指定区域は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 指定区域の境界は、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形地物等、土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難しい場合には、町界、字界等により定めるものとする。

(2) 市長は、前項第1号に規定する指定（次号において「指定」という。）をするときは、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定は、前号の規定による公示によってその効果を生ずる。

3 前項第2号及び第3号の規定は、指定区域の変更及び廃止について準用する。

（令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等）

第4条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 指定区域内において行うこと。

(2) 建築物の新築等を行う土地の区域に、次に掲げる土地の区域を含まないこと。

ア 令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域（市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられている土地の区域を除く。）

イ アに掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域

(3) 前条第1項第3号に規定する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものの新築等であること。

(4) 新築等を行う建築物の敷地の規模が、当該建築物をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール（建築物の新築等が完了するまでの間に、当

該建築物の敷地が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域（法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。）内となることが確実であると見込まれる場合にあっては、20ヘクタール）未満であること。

- (5) 新築等を行う建築物の敷地の主たる出入口が接する道路が、市長が定める幅員を満たすものであること。
- (6) 新築等を行う建築物の敷地が接する道路（前号に掲げる道路を除く。）が、市長が定める幅員を満たすものであること。ただし、当該道路の幅員が市長が定める幅員を満たしていない場合で、市長が定める基準を満たすものについては、この限りではない。
- (7) 建築物の新築等を行う土地の区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (8) 建築物の新築等を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る同法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更については、改正後の知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第3条第1項又は第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。